

# 平成30年新十津川町農業委員会

## 第 19 回 ( 2 月 ) 会議録

招集月日	平成31年2月26日	14時00分	場 所	役場 庁議室
開閉日時	開 会	平成31年2月26日	14時00分	
	閉 会	平成31年2月26日	15時00分	
及宣言者	会 長	土 田 等 司	会長代理	続 木 秀 則

### 委員の出席状況

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	阪 口 徳 幸	出	7	乗 松 良 行	出	13	坂 下 敏 浩	出
2	高 橋 了 裕	出	8	川 村 登	出	14	坂 本 和 隆	出
3	上 杉 秀 正	欠	9	木 村 文 秋	出	15	田 中 千 久	出
4	杉 本 初 美	出	10	宮 本 英 靖	出	16	続 木 秀 則	出
5	中 嶋 和 己	出	11	北 川 雅 善	出	17	土 田 等 司	出
6	平 野 尚 一	出	12	太 田 正 一	出			

### 農業委員会事務局職員

事務局長	後 木 満 男	事務局副主幹	西 井 ゆかり
事務局主幹	岡 崎 弘 幸	事務局主査	政 所 正 人

議案説明のために出席した者の職・氏名

--	--	--	--

		開会宣告
		開議宣告
日程	1	会期の決定
	2	会議録署名委員の指名について
	3	一般事務報告
	4	議案第1号 賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認について
	5	議案第2号 農業経営基盤強化促進事業利用権設定等に事業に係る農用地利用集積計画の決定について
	6	議案第3号 農地の権利移動の許可申請について
	7	その他

開会宣告	議長	只今から第19回新十津川町農業委員会総会を開催いたします。
開議宣告	議長	<p>只今の出席委員数は、16名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>日程表に基づき会議を進めてまいります。</p>
日程第1 会期の決定	議長	<p>会期の決定についてを、議題といたします。</p> <p>お諮りします。本日の第19回農業委員会総会の会期は本日一日限り といたしたいが、ご異議ありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
	議長	異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。
日程第2 議事録署名 委員の指名	議長	<p>続きます、議事録署名員の指名についてを議題といたします。</p> <p>議事録署名員の指名については、総会に諮って決定することとな っておりますので、私から指名をいたします。</p> <p>第2番 高橋了裕</p> <p>第5番 中嶋和己 両委員にお願い申し上げます。</p>
日程第3 一般事務報告	議長	<p>閉会中における一般事務について事務局から報告いたします。</p> <p>事務局お願いします。</p>
	事務局	<p>別紙にて朗読</p> <p>(平成31年1月28日～平成31年2月26日)</p>

日程第4 議案第1号	議 長	日程第4議案第1号、賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認について 事務局から内容の説明を申し上げます。	
	事務局	議案第1号 賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認について 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知が別紙のとおりあったので 成立状況について確認をする。 平成31年2月26日 提出 新十津川町農業委員会会長 土 田 等 司	
		番号1	
		番号 1 字〇〇地番全3筆、地目田 民有地 合計面積23,337.07㎡ 平成31年1月10日提出、合意解約通知 農地中間管理事業	
		本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。	
		番号2	
		番号 2 字〇〇地番全3筆、地目田 民有地 合計面積44,536㎡ 平成31年1月28日提出、合意解約通知 集積計画	
		本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。	
		番号3	
		番号 3 字〇〇地番全5筆、地目田、畑 民有地 合計面積46,882㎡ 平成31年2月6日提出、合意解約通知 集積計画	
		本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。	
		番号4	
		番号 4 字〇〇地番全4筆、地目田 民有地 合計面積9,690㎡ 平成31年2月13日提出、合意解約通知 農地法第3条	
		本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。	
		以上、4件について説明をおわります。 よろしくご審議のほどお願いします。	
		議 長	説明が終わりました。 質疑ございませんか。
		委 員	なし。
		議 長	質疑なしと認めます。 通知のとおり確認することに、ご異議ございませんか。
		委 員	なし。
	日程第5 議案第2号	議 長	続きまして、日程第5議案第2号、農業経営基盤強化促進事業利用権設定等事業 に係る農用地利用集積計画の決定について 事務局から内容の説明を申し上げます。
事務局		議案第2号、農業経営基盤強化促進事業利用権設定等事業に係る農用地利用 集積計画の決定について このことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、 新十津川町より決定依頼が次のとおりあったので、意見を求める。 平成31年2月26日 提出 新十津川町農業委員会会長 土 田 等 司	

日程第5 議案第2号	事務局	それでは、番号1について事務局から説明申し上げます。
		番号1 説明
		図面番号1をご覧ください。
		番号1 字〇〇地番全4筆 地目 田、畑、田44,536㎡、畑1,306㎡
		民有地 合計面積45,842㎡
		こちらについては、売買案件となっています。
		計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議長	番号1について、事務局から説明を終わります。
		それでは、担当、中嶋委員より説明いたします。
	委員	それでは、説明申し上げます。
		〇〇さんから高齢のため農地を売りたいとの申し出がありました。
		地域に募ったところ、2件の申し込みがありました。元の賃貸耕作者である
		〇〇さんに決定をしました。
		価格については、近隣の2、3年以内の価格に添って設定をしました。
	地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議をお願いします。	
	議長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
討論はございませんか。		
委員	なし。	
議長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。	
	それでは、番号1については、質疑なしと認めましたので、提案のとおり決定します。	
	続きまして、番号2について、事務局から説明を申し上げます。	
	なお、番号2については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により退席を求めます。	
	〇〇委員退席ください。	
	それでは、事務局から説明ください。	
事務局	番号2 説明	
	図面番号2をご覧ください。	
	番号2 字〇〇地番全6筆 地目 田、畑、田41,147㎡、畑2,034㎡	
	民有地 合計面積43,181㎡	
	こちらについては、売買案件となっています。	
	計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。	
	議長	番号2について、事務局から説明を終わります。
議長	それでは、担当川村委員より説明いたします。	
委員	それでは、説明申し上げます。	
委員	〇〇さんから、体調不良により農地管理ができないため申し出がありました。	

日程第5 議案第2号	委員	地域に募ったところ、隣地で耕作をしている〇〇さん1名の申し込みがあり 決定しました。 体調不良のため、次男の〇〇さんの立会いの下に取り進めました。 価格につきましては、水稻の作付をしばらく行っておらず、転作であること、 水甲が倒れているなどから価格の設定をしました。 地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。 それでは、番号2については、質疑なしと認めましたので、提案のとおり決定 をします。 それでは、〇〇委員、お入りください。 続きまして、関連あるため番号3と4について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号 3 説明 図面番号3をご覧ください。 番号3 字〇〇地番全11筆 地目 田、畑、田75,348㎡、畑57㎡ 民有地、合計面積75,405㎡ こちらについては、賃貸案件となっています。
	事務局	番号 4 説明 図面番号4をご覧ください。 番号4 字〇〇地番全2筆 地目 田、民有地 田28,351㎡ 民有地、合計面積28,351㎡ こちらについては、賃貸案件となっています。 なお、借主は、次による条件を満たした農地所有適格法人であります。 その1として、形態要件は、株式会社であること その2として、事業は農業を行い、売り上げはほぼを農業が占める割合である こと その3として、構成員要件は、農地を提供し農業に従事する株主の議決権の 割合が100パーセントであること。 その4として、業務執行役員が、農業に常時従事する者であること。 その5として、農作業従事について、200日従事すること。 以上のとおりです。 なお、計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項 の各要件を満たしていると考えます。
	議長	番号3、4について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当委員、坂本委員より説明いたします。
	委員	それでは、説明申し上げます。 〇〇さんは、1戸経営でしたが法人化するとして株式会社を立ち上げました。

日程第5 議案第2号	委員	そのため、個人の賃貸を合意解約後、法人と改めて集積計画を結ぶものです。
		価格においては、現在の状況にあわせて設定しました。
		地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。
	議長	それでは、番号3、4については、質疑なしと認めましたので、提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号5、6について利用権の設定をする者、設定要件等が同様のため、続けて事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号5 説明
		図面番号5をご覧ください。
		番号5 字〇〇地番全1筆 地目 畑33,057㎡、民有地 合計面積33,057㎡
	こちらについては、賃貸借の継続案件となっています。	
	計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。	
	番号6 説明	
	図面番号6をご覧ください。	
	番号6 字〇〇地番全5筆 地目 畑73,086㎡、民有地 合計面積73,086㎡	
	こちらについては、賃貸借の継続案件となっています。	
	計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。	
議長	番号5、6について、事務局から説明を終わります。	
	質疑ございませんか。	
委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。 討論はございませんか。	
委員	なし。	
議長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
議長	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。	
	それでは、番号5、6については、質疑なしと認めましたので、提案のとおり決定をします。	
日程第6 議案第3号	議長	議案第2号については、提案のとおり決定しました。
		続きまして、日程第6、議案第3号、農地の権利移動の許可申請について

日程第6 議案第3号	議 長	事務局から内容の説明を申し上げます。 なお、番号1、2は関連あるため続けて内容の説明を申し上げます。
	事務局	議案第3号 農地の権利移動の許可申請について 農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、可否について決定をする。 平成31年2月26日 提出 新十津川町農業委員会会長 土 田 等 司
	番号 1 説明	図面番号7をご覧ください。 字〇〇 地番全6筆 地目 田5,717㎡ 国有地 合計面積5,717㎡ 法律関係 売買 こちらの農地につきましては、財務局からの国有地の払い下げに係る売買です。 こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。 続けて説明します。
	番号 2 説明	図面番号8をご覧ください。 字〇〇 地番全1筆 地目田 国有地 合計面積719㎡ 法律関係 売買 こちらの農地につきましては、財務局からの国有地の払い下げに係る売買です。 こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。 以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
	議 長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	異議なしと認め、番号1、2は提案のとおり決定をします。 続きまして、番号3について説明を求めます。
	事務局	番号 3 説明 図面番号9をご覧ください。 字〇〇 地番全筆 4筆 地目田6,065㎡、畑1,829㎡ 民有地 合計7,894㎡ 法律関係 売買 こちらの農地につきましては、高齢のため管理できないことから、農地所有適格法人に売買するものです。 なお、譲受人は、次による条件を満たした農地所有適格法人であります。 その1として、形態要件は、農事組合法人であること その2として、事業は農業を行い、売り上げはほぼを農業が占める割合である

日程第6 議案第3号	事務局	こと
		その3として、構成員要件は、農協法に規定される農民であること
		その4として、理事の全員が組合員であり農業に従事していること。
		その5として、農作業従事について、150日従事していること。
		以上のとおりです。
		こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。
		説明を終わります。
		以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
議長	説明を終わります。	
	質疑ございませんか。	
委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	
委員	なし。	
議長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委員	なし。	
議長	異議なしと認め、番号3は提案のとおり決定をします。	
	続きまして、関連のあるため、番号4、5について続けて事務局から内容の説明を申し上げます。	
事務局	番号4 説明	
	図面番号10をご覧ください。	
	字〇〇 地番全筆 7筆 地目田69,402.58㎡ 民有地	
	合計面積69,402.58㎡ 法律関係 使用貸借	
	こちらの農地は、法人化のため所有地を法人に貸し付けるものです。	
	こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。	
	番号5 説明	
	図面番号11をご覧ください。	
	字〇〇 地番全筆 24筆 地目田146,886.23㎡、畑1,971㎡ 民湯地	
	合計面積148,857.23㎡ 法律関係 使用貸借	
	こちらの農地は、所有地を法人に貸し付けるものです。	
	こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。	
	説明を終わります。	
	以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。	
議長	説明を終わります。	
議長	質疑ございませんか。	
委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	
委員	なし。	



日程第6 議案第3号	議 長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	異議なしと認め、番号4、5は提案のとおり決定をします。 議案第3号については提案のとおり決定します。 続きまして、日程第7、その他に入ります。 事務局から、何かありますか。
日程第7 その他	事務局	ありません。
	議 長	以上、提案されました議案はすべて終了しました。 それでは、本日の第19回農業委員会総会を閉じさせていただきます。 慎重なご審議ありがとうございました。